

## 医療機器修理業許可証

氏名又は名称 エムシーサービス株式会社

事業所の名称 エムシーサービス株式会社 埼玉サービスセンター

事業所の所在地 埼玉県川越市問屋町14-2 3階

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項 の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

元裕

令和 2年12月9日

埼玉県知事

大野

治療用·施設用機器関連 理学療法用機器関連

特定保守管理医療機器に係る修理区分

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連 生体現象計測・監視システム関連 治療用・施設用機器関連 人工臓器関連 光学機器関連 理学療法用機器関連 歯科用機器関連 検体検査用機器関連 領製器具・家庭用医療機器関連 鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 令和 3年 2月 1日 から 令和 8年 1月 31日 まで



## 医療機器修理区分追加許可書

氏名又は名称 エムシーサービス株式会社

令和 5 年 1 月 13 日付けで申請のあった修理区分の追加を 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号)第40条の2第7項の規定により、申請のとおり許可する。

令和 5年 2月 15日

埼玉県知事

大野

: 画像診断システム関連

特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連 治療用・施設用機器関連 理学療法用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分:

画像診断システム関連 生体現象計測・監視システム関連 治療用・施設用機器関連 人工臓器関連 光学機器関連 理学療法用機器関連 歯科用機器関連 検体検査用機器関連 頻製器具・家庭用医療機器関連